

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第80号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(税務出納員の徴収金の取扱い)</p> <p>第11条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 税務出納員は、徴収金の収納について、釣銭を必要とする場合においては、前項の規定にかかわらず、<u>60万円</u>を超えない範囲内において、指定金融機関等に払い込むべき徴収金のうちから必要と認める現金を留め置くことができる。</p>	<p>(税務出納員の徴収金の取扱い)</p> <p>第11条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 税務出納員は、徴収金の収納について、釣銭を必要とする場合においては、前項の規定にかかわらず、<u>15万円</u>を超えない範囲内において、指定金融機関等に払い込むべき徴収金のうちから必要と認める現金を留め置くことができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。